

「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）の利用促進を目的とした情報発信業務」 仕様書 （企画提案時）

1. 委託業務名

Drive Japan West Kyushu（韓国語版）の利用促進を目的とした情報発信業務

2. 業務内容

本市を含む西九州の12の市町では、県境を越えて連携した「西九州させぼ広域都市圏※」の周遊観光促進事業として、西海国立公園をはじめとした海でつながる西九州させぼを自然や歴史・食などをテーマに観光資源を磨き上げ、選ばれる観光地づくりを目指している。この事業のひとつとして、圏域内のドライブコースや観光スポット、おすすめのレストランやホテルを地図上でわかりやすく見ていただき、レンタカーで楽しんでもらうためのドライブウェブ「Drive Japan West Kyushu」を令和2年度から公開している。

本事業については、今年度新たに制作する「Drive Japan West Kyushu」の韓国語版ページの公開に伴い、「西九州広域都市圏」の認知度向上や「Drive Japan West Kyushu」の韓国語版ページの利用促進を目的とした韓国市場向け情報発信を行うもの。

※「西九州させぼ広域都市圏」・・・佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、伊万里市、有田町

【参考】

Drive Japan West Kyushu <https://travel.sasebo99.com/drive/>

※韓国語版は現在制作中であり、8月下旬に公開予定

（1）「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」の利用促進を目的とした情報発信業務

韓国市場における「西九州させぼ広域都市圏」の認知度向上及び「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」の利用促進を目的としたBtoC向けのプロモーションを実施する。なお、具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

①留意事項

- ア. 当該プロモーションで得られる「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」への流入想定数を KPI として示すこと。（流入数の把握が可能なプロモーションを評価する。）流入想定数の把握が困難な場合は、推計値を用いることも可とするが、推計値の算定に用いた根拠もあわせて記載すること。
- イ. ウェブサイト等を活用する場合は、SEO 対策を講じ、閲覧想定 PV 数を KPI として示すこと。
- ウ. 事業実施については、現地取材を必須とし、現地取材にかかる交通費、宿泊費、体験費、飲食費等の一切の費用を見積書へ計上すること。（当協会の同行費は見積書へ含まない。）また、取材については2泊3日以上行程とすること。

②提案内容

- ア. 本業務の目的を達成するうえで最適な BtoC プロモーションの手法を提案すること。
- イ. 実施スケジュールを挙げて提案すること。（※1）
- ウ. プロモーション毎の PV 等の想定 KPI 及び「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」への流入実績の把握方法について具体的に示すこと。
- エ. 「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」への流入数の KPI を示すこと。
- オ. インフルエンサー等を活用する場合は、招聘予定のインフルエンサーのフォロワー数、フォロワー属性、平均再生回数等の詳細も併せて提示すること。
- カ. 情報発信するテーマやターゲット層について、理由を添えて提案すること。
- キ. その他、提案内容に応じた KPI を設定し、提案すること。

※1 「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」は8月下旬に公開予定であることから、本業務での情報発信は9月中に配信を開始することが望ましい。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4. 委託費

1, 350, 000円（消費税及び地方消費税含む、税抜金額1, 227, 273円）

5. 成果品の納品について

(1) 成果品及び納品期日について

①業務完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年2月28日（金）

※佐世保観光コンベンション協会規定の定型書式あり

②報告書・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年2月28日（金）

※報告書には、PV等の情報発信の効果実績及び「Drive Japan West Kyushu（韓国語版）」への流入実績を月毎に集計し、記載すること。

(2) 納品期日 令和7年2月28日（金）まで

(3) 納品場所 〒857-0863 佐世保市三浦町21-1 JR佐世保駅構内

(公財)佐世保観光コンベンション協会 事業部 誘致課 (担当) 岡山・下澤

6. その他

(1) 事業に係る細部については、(公財)佐世保観光コンベンション協会と受託者で協議のうえ、決定します。

(2) 事業の実施にあたっては、業務のスケジュールを提出し、そのスケジュールに沿って事業を進めてください。

(3) 注意事項並びに、その他仕様書に記載のないものについては、(公財)佐世保観光コンベンション協会と受託者で協議の上、決定します。

(4) 本業務における成果物等のデータの著作権は、(公財)佐世保観光コンベンション協会に帰属します。

(5) 本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については事前に許諾を取得してください。特別な報告がない場合には問題がないものと認識し、以後何らかの問題が発生した場合には受託者の責任において対処していただきます。

以上